

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

富岡5丁目地内

目次

告 示

○都市計画事業の認可……………(都市環境課) 1

告 示

北海道告示第228号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成31年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・4・15号福住・桑園通及び3・4・14号米里・行啓通)
- (3) 事業施行期間 平成31年4月1日から平成45年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 札幌市中央区南9条西14丁目、南10条西14丁目、南11条西14丁目、南12条西14丁目、南13条西14丁目、南14条西14丁目、南9条西15丁目、南10条西15丁目、南11条西15丁目、南12条西15丁目、南13条西15丁目及び南14条西15丁目地内
- 2(1) 施行者の名称 北見市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業(3・4・47号ホリカン通)
- (3) 事業施行期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 北見市西三輪1丁目、西三輪2丁目、西三輪3丁目及び西三輪4丁目地内
- 3(1) 施行者の名称 稚内市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 稚内都市計画道路事業(3・4・16号緑・富岡環状通及び3・3・3号開運通)
- (3) 事業施行期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 稚内市萩見5丁目、若葉台1丁目、富岡4丁目及び